

# 三郷市景観計画

## 骨子素案

平成 21 年 7 月 29 日 (水)

# 目 次

## 景観計画の構成

第 1 章 景観計画の目的と位置づけ

第 2 章 景観計画の区域

第 3 章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

第 4 章 景観形成の推進体制と届出等の手続きに関する事項

第 5 章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

第 6 章 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針

第 7 章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準

第 8 章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

第 9 章 景観形成の推進方策

# 景観計画の構成

本景観計画は、次の四つの事項について定めます。

目的  
的

## 第1章 景観計画の目的と位置づけ

景観法に基づいて景観形成基本計画を具体化するもので、景観形成の誘導等を行うために策定します。また、総合計画や関連計画、県及び国の位置づけを示します。

景観法のもとで（条項を記載している章）  
定めるべき事項

## 第2章 景観計画の区域（法第8条2項1号）

市全体を景観計画区域と定めます。  
重点地区候補の中から重点地区を定めます。

## 第3章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（法第8条2項2号）

将来の景観像として基本目標を定めます。  
基本目標に基づいて、良好な景観の形成に関する方針として、自然・田園とまちとの関わりや、市街地全般、市民と事業者と市の協働及び推進方策による景観づくりを定めます。  
市全体をゾーン等に区分して、それぞれの特性を踏まえた景観形成方針を定めます。

## 第4章 景観形成の推進体制と届出等の手続きに関する事項

市の推進体制と国・県や景観審議会、景観アドバイザーの関係を定めます。  
重点地区は、予め協議を行う場として重点地区景観協議会の設置を定めます。  
事業者が行う「手続きに関する事項」を定めます。

## 第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条2項3号）

届出の「対象地区」と「届出対象行為」を定めます。  
行為の制限に関する事項として、景観計画区域と重点地区の「景観形成基準（色彩を含む）」を定めます。

## 第6章 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針（法第8条2項4号）

景観重要建造物の指定の方針を定めます。  
景観重要樹木の指定の方針を定めます。

景観法のもとで  
必要に応じて  
定める事項

## 第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準（法第8条2項5号）

河川、公園、道路、公共建築物等について、景観重要公共施設の位置づけと整備及び占用許可等の考え方を定めます。

## 第8章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条2項5号）

屋外広告物の誘導等を景観形成基準と県条例において行うための方針と、必要に応じて検討を行う市独自の屋外広告物条例制定に関する方針を定めます。

市が  
独自  
に  
定める  
事項

## 第9章 景観形成の推進方策

公共事業景観ガイドラインの作成について、方針を定めます。  
市民等による景観まちづくり活動について、支援策の検討方針を定めます。  
市民等に対する景観まちづくりへの関心・意識高揚について、支援策の検討方針を定めます。  
市の景観形成推進体制について、設置方針を定めます。

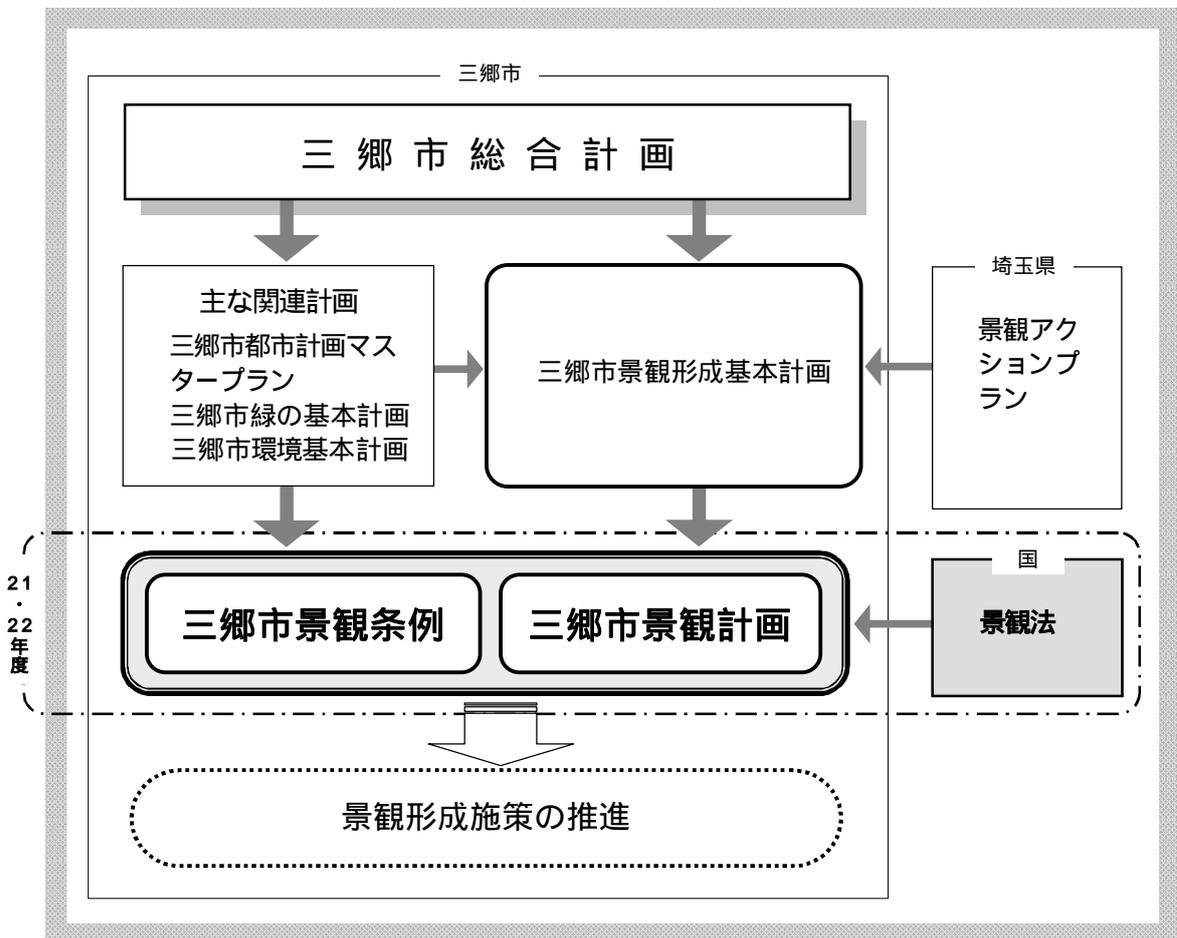
# 第1章 景観計画の目的と位置づけ

## 1 景観計画の目的

本市は、地域で生まれ、まちづくりで形成された良好な景観とともに、課題となる景観も有しております。また、近年、駅及び三郷インター周辺において新たな街の表情が創出されつつあります。三郷市景観計画は、三郷市景観形成基本計画を景観法に基づいて具体化するもので、三郷市景観条例の制定とともに良好な景観形成に向けた誘導等を行うために策定します。

## 2 景観計画の位置づけ

景観計画は、景観法及び景観条例に基づいた景観形成の指針として景観の誘導等を行うためのものです。本市の総合計画を踏まえ、主な関連計画及び埼玉県、国の景観アクションプランとの整合を図り策定するものとし、次のように位置づけております。



## 第2章 景観計画の区域（法第8条2項1号）

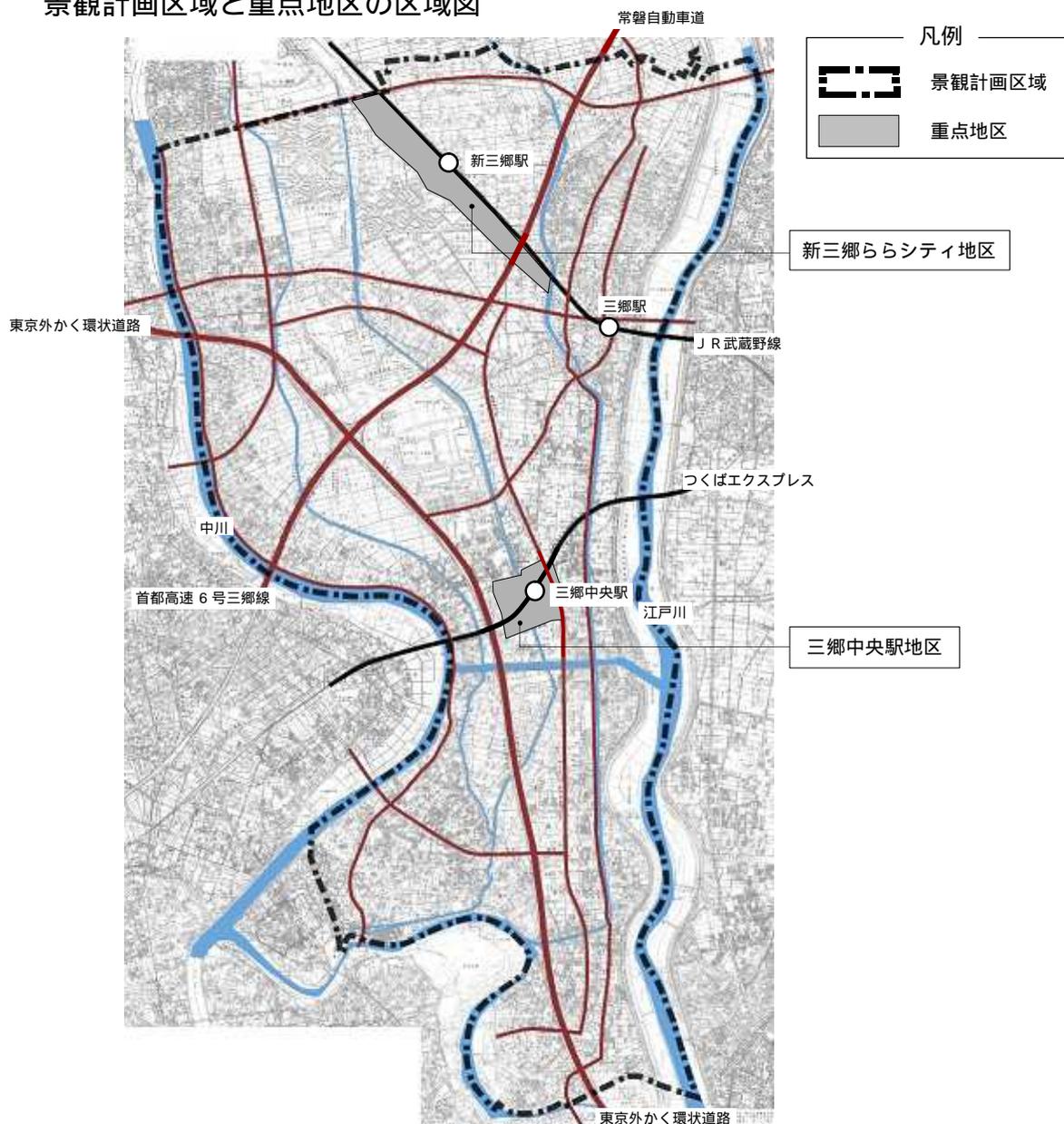
### 1 景観計画区域

三郷市は、良好な景観形成を推進するため、市全域を景観計画区域とします。

### 2 重点地区

景観計画区域のうち、景観形成の誘導等を重点的、且つ先導的に行う区域を「重点地区」として定めることとし、次の図に示す「新三郷ららシティ地区」と「三郷中央駅地区」を重点地区とします。なお、今後の景観形成の動向に応じて新たな地区設定の検討を行います。

景観計画区域と重点地区の区域図



# 第3章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

(法第8条2項2号)

## 1 基本目標

### 『自然と街が調和し、ほっとする景観づくり』

三郷市がめざす景観形成の目標像は、水・緑を地域景観の礎とした「水・緑と街(まち)が調和する景観連鎖」です。

この景観連鎖は、良好な景観が形成された一定の地域が、それぞれに係わりをもちながら市全体に連なり広がるさまを表し、三郷市景観の特色となるものです。

#### 自然・田園とまちが関わる景観づくり

- ・水や緑と共生し、次代へ伝える市民空間の景観づくりをしましょう。
- ・水と緑を活かし、三郷らしさを守り、育みましょう。
- ・水と緑に人とまちが魅力的に映える景観づくりをしましょう。
- ・人と人、人と自然のふれあいがある景観づくりをしましょう。
- ・緑の拠点と人の集まる拠点を結ぶネットワークの景観づくりをしましょう。

#### 市街地全般の景観づくり

- ・地域の特色を活かして、まちの景観づくりをしましょう。
- ・市街地や集落景観を活かし、三郷らしさを育み、創りましょう。
- ・地域の景観資源を守り、活かしましょう。
- ・調和のとれたまち並みの景観づくりをしましょう。
- ・緑豊かな住宅地を守り、育みましょう。

#### 拠点における景観づくり

- ・三郷中央地区、新三郷らシティ地区、三郷インターA地区など、新たな街や顔となる景観整備を推進しましょう。
- ・駅周辺などは、賑わいやシンボルとなる景観演出を図りましょう。
- ・街にゆとりや賑わいを創出し、魅力ある都市空間の景観づくりをしましょう。

#### 市民と事業者と市の協働による景観づくり

- ・良い景観はみんなの共有財産です。景観意識を育みましょう。
- ・市民と事業者と市が協働で景観づくりに取り組みましょう。
- ・住民参加により住居環境や田園環境の保全を進めましょう。
- ・誰もがほっとする景観をみんなで作りましょう。

#### 推進方策による景観づくり

- ・良好な景観形成に向けた道しるべを持ちましょう。
- ・公共事業の景観形成は先導的な役割を果たしましょう。
- ・景観の活動や整備等を支援しましょう。
- ・景観づくりを進める取り組み体制を整えましょう。
- ・持続性のある景観づくりを推進しましょう。

